

改 正 後	現 行
<p>(19) 非常災害対策（基準第 70 条）</p>	<p>れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。</p> <p>① 1 日当たりの利用者の数</p> <p>ア 利用定員 50 人以下の指定療養介護事業所の場合 1 日当たりの利用者の数（複数の指定療養介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定療養介護の単位ごとの利用者の数。イ及び②において同じ。）が、利用定員（複数の指定療養介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定療養介護の単位ごとの利用定員。イ及び②において同じ。）に 110% を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 利用定員 51 人以上の指定療養介護事業所の場合 1 日当たりの利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 105% を乗じて得た数に、55 を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>② 過去 3 月間の利用者の数 過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 105% を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>(19) 非常災害対策（基準第 70 条）</p> <p>① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>② 「消防設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他法令等に規定された設備を指してお</p>

改 正 後	現 行
<p>⑤ 基準第 70 条第 3 項は、指定療養介護事業者が前項に規定する避難、 <u>救出</u>その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得 られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地 域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得ら れる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たって は、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性 のあるものとすること。</p> <p>(20) 衛生管理等（基準第 71 条）</p> <p>① 基準第 71 条は、指定療養介護事業者は、従業者の清潔の保持及び 健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となるこ とを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄する ための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備え</p>	<p>り、それらの設備を確実に設置しなければならない。</p> <p>③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和 36 年 自治省令第 6 号）第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を 含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。こ の場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防 法第 8 条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。</p> <p>④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、 地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底 するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等 の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるこ ととしたものである。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(20) 衛生管理等（基準第 71 条）</p> <p>指定療養介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努 めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従 業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨て の手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべ</p>